原発事故当時、帰還困難区域(大熊町)の賃貸住宅に居住していた申立人らについて、避難費用として平成25年4月分から平成30年3月分まで申立人らが実際に負担した家賃相当額、また、借家に係る住居確保損害として東京電力の直接請求における賠償基準に基づく金額が賠償されたほか、財物損害として自宅から持ち出せなかった仏壇の賠償が認められた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人X4及び申立人X5(以下総称して「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、後掲の損害項目(後掲記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の各損害項目及び各損害期間についての損害賠償金として、合計金537万8000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、後掲記載の損害項目(後掲記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。令和3年4月1日

事件番号 R○-○			
項目	小項目	期間	和解金額
避難費用	賃料差額	平成25年4月1日~平 成30年3月31日	918,000
財物損害	仏壇		400,000
住宅確保損害			4,060,000
損害額合計			5,378,000